

犬山市民文化会館・犬山市南部公民館 利 用 案 内

〒484-0895 愛知県犬山市羽黒摺墨11番地
 TEL (0568) 67-2411 FAX (0568) 67-9940
<http://www.city.inuyama.aichi.jp/kurashi/manabu/1001566/index.html>
 E-Mail:070311@city.inuyama.lg.jp

《利用の申込み》

- (1) 申 込 み ○ 利用の申込みは、規定の申請書に記入して管理事務所に提出してください。
- ・ 市民文化会館 … 利用日の1年前の日の属する月の初日から20日前までに申込み
 - ・ 南部公民館講堂及び講堂と併用する部屋 … 6ヶ月前の月の初日（市民は7ヶ月前の月の初日）から20日前までに申込み
 - ・ 南部公民館の会議室・展示室・講義室・和室・料理実習室 … 2ヶ月前の月の初日（市民は3ヶ月前の月の初日）から5日前までに申込み
- ※ 申込み開始日(月の初日)に利用希望が重複した場合は、重複者により話し合いまたは抽選になります（別紙参照）。
- ※ 月の初日が休館日のときは、その月の最初の開館日になります。
- ※ 申請書の受付時間は開館日の午前9時から午後5時までです。
- (2) 使 用 料 ○ 使用料は《施設使用料》のとおりです。
- 使用料は許可書受付と同時に納付してください（通常は申込み時となりますが、内容によっては許可に日数を頂くことがあります）。
 - 既納の使用料は特別の場合以外は返却できません。
 - 施設使用料のほかに附属設備使用料がかかります。
- (3) 使用時間 ○ 午前9時～午後9時30分
- 準備、仕込み、片付けなどの時間も含まれます。
- (4) 使用制限 ○ 次のような場合は使用の許可をしません。
- ・ 公の秩序や善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
 - ・ 施設などの汚損、き損等の恐れがあるとき。
 - ・ 不特定多数の人々を対象にした宗教活動。
 - ・ 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 使用許可の取消等
- 次のいずれかに該当したときは、使用許可の取消し又は使用の中止もしくは停止を命じ、許可条件を変更することがあります。
 - ・ 条例又は規則に違反したとき。
 - ・ 使用の許可条件に違反したとき。
 - ・ 偽り、その他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき。
 - ・ 公の秩序もしくは善良な風俗を乱したとき、又は恐れがあるとき。
 - ・ 公益上又は管理上特に必要があると認められたとき。
- (6) 管理責任 ○ 使用責任者において、設備、備品などを管理してください。
- (7) 原状回復 ○ 使用を終了したときは、すべて原状に回復し職員の点検を受けてください。設備、備品等を損傷又は滅失したときは直ちに職員に届け出てください。なお、損害については、賠償していただきます。
- (8) 休 館 日 ○ 月曜日（但し、月曜日が祝日の場合は開館し、翌平日が休館となります）
- 12月28日～翌年1月3日

《使用前の準備について》

(1) 関係官庁への届出

行催事の内容により、次の関係官公署へ届出の必要がある場合がありますので、事前に届出の要否を確認のうえ使用者から届出をしてください。

- ・ 集会届 犬山警察署 0568(61)0110
- ・ 火気の使用 犬山市消防本部 0568(65)0119
- ・ 著作権関係 日本音楽著作権協会中部支部 052(583)7590

(2) 行催事内容の打ち合わせ

市民文化会館大ホール、南部公民館講堂を使用する場合は、行催事を円滑に進行するために舞台、音響、照明、警備などの打合せを概ね1ヶ月前までに来館のうえ行ってください。その際には、プログラム・台本・進行計画表・舞台図面などを持参のうえ、舞台担当職員と打ち合わせをお願いします。なお、打合せ日を調整するため、ご都合のよい日程を会館までご連絡ください。

主な打合内容

- ・ 利用期間のタイムスケジュール（仕込み、撤収を含む）
- ・ 人員配置、予定入場者数、駐車場の利用
- ・ 舞台、音響、照明などのプラン（業者委託される場合は手配内容）
- ・ 写真、ビデオ撮影、調律、録音の有無など
- ・ 使用楽屋
- ・ 持込機材、物品

《使用上の注意》

- (1) 許可を受けた目的以外での利用をしないこと
- (2) 許可で得た利用の権利を他の者への譲渡や転貸をしないこと
- (3) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるときは利用許可の取り消しについて承諾すること
- (4) 利用時間内には、準備及び片付けの時間を含めて計画し許可を受けること
- (5) 来場者の安全を確保するため、会場内外に次の係員を配置すること（駐車場係、入場者係、ホール係、楽屋係）。なお各係の人数については、舞台打合せの際に協議により決定するものとする
- (6) 各施設の定員を厳守すること
- (7) 来場者へ駐車場収容台数に限りがあることを周知徹底すること
- (8) 利用にあたって、特別の設備を設けたり、現状を変更しようとする場合は、あらかじめ犬山市教育委員会の許可を得ること
- (9) 物品等の展示や販売、印刷物等の掲示、募金活動をする場合は、事前に許可を受けること
- (10) 来場者等が利用する施設や設備を丁寧に扱い、破損、故障、滅失することがないように注意を払うこと。万が一そうした事態が起こった場合は、直ちに犬山市教育委員会に届出をし、その後の対応について指示を受けること（必要に応じて損害の賠償をすること）
- (11) 火災等の事故に十分注意し、その防止措置に努めること
- (12) 持ち物等については、盗難や紛失しないよう自己責任で管理すること。また、来場者にはこれを周知すること
- (13) 飲食や喫煙は、定められた場所で行うこと
- (14) 利用後は、施設を片付け、清掃により原状に戻し、職員の点検を受けること
- (15) 天災および不慮の事故等により、施設の利用を中止せざるを得なくなった場合、その後の対応について協議により決定する
- (16) 利用にあたっては、会館職員の指示に従い、犬山市の条例、規則もしくはその他関係法令の規定する事項を遵守すること

《非常の場合に備えて》

- (1) 施設や設備の状況をよく承知し、出入口、非常口、消火設備等の位置をあらかじめ確認しておいてください。
- (2) 地震、火災等非常の場合は、あわてないで係員の指示に従って行動し、避難誘導に協力してください。

《施設使用料》

市民文化会館

2024年4月から適用

室名・区分等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から 12時まで	13時から 16時30分まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 16時30分まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
大ホール(平日)	18,340	21,390	24,450	45,850	51,960	76,420
大ホール(土日祝)	18,340	21,390	27,640	45,850	51,960	76,420
楽屋 1	190	190	190	390	390	590
楽屋 2	190	190	190	390	390	590
楽屋 3	540	540	540	1,080	1,080	1,640
楽屋 4	540	540	540	1,080	1,080	1,640
リハーサル室	540	810	1,020	1,360	1,850	2,070
浴室 1	680	680	680	1,370	1,370	2,070
浴室 2	680	680	680	1,370	1,370	2,070
練習室 1	680	1,020	1,370	1,710	2,400	2,760
練習室 2	540	810	1,020	1,360	1,850	2,070
練習室 3	680	1,020	1,370	1,710	2,400	2,760

- この表に定めるもののほか、犬山市教育委員会が別に指定する日において大ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)当たり1,410円とする(ボーダーライト1列の使用料を含む)。
- 入場料等(入場料、会費、整理券等入場者が支払う対価をいう。)を徴収して利用する場合であって、当該入場料等の最高額が3,000円を超えるときの使用料は、この表及び前項に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 営利、営業、商業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の使用料は、この表及び第1項に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 利用時間を延長して利用する場合は、この表に定める使用料のほか、延長1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)ごとに、該当する利用時間区分の1時間当たりの額の1.3倍に相当する額を徴収する。
- 算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 附属設備の使用料は、規則で定める。

南部公民館

室名・区分等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9時から 12時まで	13時から 16時30分まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 16時30分まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
講堂	7,370	8,600	9,320	17,610	18,660	27,320
会議室 1	1,120	1,310	1,440	2,560	2,820	4,150
会議室 2	710	830	910	1,630	1,780	2,640
会議室 3	610	710	810	1,530	1,740	2,550
会議室 4	610	710	810	1,530	1,730	2,550
講義室	880	1,030	1,120	2,060	2,220	3,270
展示室 1	1,460	1,700	1,940	3,660	4,000	5,410
展示室 2	970	1,120	1,150	2,160	2,460	3,610
展示室 3	1,030	1,140	1,300	2,440	2,780	4,090
和室 1	730	850	910	1,630	1,830	2,700
和室 2	730	850	910	1,630	1,830	2,700
料理実習室	1,200	1,410	1,530	2,780	3,030	4,470

- 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合又は収益を伴う用途に利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 市外の者(前項に該当する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 利用時間を延長して利用する場合は、この表に定める使用料のほか、延長1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)ごとに、該当する利用時間区分の1時間当たりの額を徴収する。
- 利用者が特別に要した光熱水費については、実費相当額を徴収する。
- 算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

《主な附属設備使用料》

区分	品目	単位	市民文化会館	南部公民館	
			使用料(円)	使用料(円)	
舞台設備	音響反射板	1式	3,300	1,620	
	金屏風	1双	1,100	1,100	
	演台	1式	(花台・脇台付) 520	(花台付) 310	
	司会者台	1台	100	100	
	フルコンサートピアノ	1台	2,200	2,200	
	グランドピアノ	1台	1,100		
	プロジェクター	1台	1,100	1,100	
	持込機材電源	1口	100	100	
	長机	1台	100	100	
	音響設備	拡声装置(マイク2本付)	1式	2,200	1,620
ワイヤレス装置(マイク2本付)		1式	1,100	1,100	
ステージスピーカー		1式	1,620		
はね返りスピーカー		1式	1,100	1,100	
CDプレイヤー		1台	1,100	1,100	
MDプレイヤー		1台	1,100	1,100	
DVDプレイヤー		1台	1,100	1,100	
カセットテープデッキ		1台	1,100	1,100	
コンデンサーマイク		1本	520	520	
ワイヤレスマイク		1本	520	520	
ダイナミックマイク		1本	520	520	
照明設備		Aセット	ボーダーライト	1式	18,700
	サスペンションライト				
	アッパーホリズントライト				
	ロアホリズントライト				
	シーリングライト				
	フロントサイドライト				
	フットライト				
	トーマンタルライト				
	Bセット	ボーダーライト	1式	7,700	3,820
		サスペンションライト			
		シーリングライト			
		フロントサイドライト			
	Cセット	ボーダーライト	1式	3,300	1,620
		シーリングライト			
		フロントサイドライト			

※「午前」、「午後」、「夜間」の各利用時間区分ごとに使用料がかかります。

《各施設の概要》

市民文化会館

大ホール	固定席	1220席
舞台	間口	19m
	奥行	14m
	高さ	8m

南部公民館

講堂	座席	362席
舞台	間口	10m
	奥行	7.5m
	高さ	6.5m

施設名	利用人数	面積
楽屋 1	6名	12.5㎡
楽屋 2	6名	11.3㎡
楽屋 3	9名	31.9㎡
楽屋 4	9名	31.9㎡
リハール室		55.2㎡
練習室 1	24名	60.5㎡
練習室 2	20名	44.4㎡
練習室 3	16名	53.7㎡
浴室 1		2.7㎡
浴室 2		3㎡
楽屋吐	8名	12.5㎡

施設名	利用人数	面積
展示室 1		113.98㎡
展示室 2		67.58㎡
展示室 3		76.53㎡
会議室 1	20名	77.67㎡
会議室 2	14名	49.38㎡
会議室 3	12名	42.50㎡
会議室 4		42.39㎡
講義室	36名	61.20㎡
和室 1	18畳	50.61㎡
和室 2	18畳	50.62㎡
料理実習室	調理台7台	83.64㎡